

第30回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長：ただ今から、第30回玉村町農業委員会の農地部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
本日は、会長が欠席になりますのでご協力をお願いします。

事務局長：ありがとうございました。
それでは、農地部会長に進行をお願いいたします。

部会長：それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号については農地法第3条の許可申請なので本会議で審議します。
(11月総会保留案件)

事務局：議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明します。

番号1 令和7年11月17日受付
この申請は、庭用地としての農地転用です。

<議案第2号番号1について説明>

事務局：次に 議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明します。

番号1 令和7年11月17日受付
この申請は、使用貸借による一般住宅への農地転用です。

<議案第3号番号1について説明>

事務局：次に、番号2 令和7年11月20日受付
この申請は、使用貸借による店舗用地への農地転用です。

<議案第3号番号2について説明>

事務局：次に番号3 令和7年11月20日受付
この申請は、使用貸借による露天駐車場用地への農地転用です。

<議案第2号番号3について説明>

部会長：現地確認に行く前に何か質問はありますか。

<質疑応答>

それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長：現地確認お疲れさまでした。

議案第1号 番号1(11月委員会保留案件)については、本会議の際に部会の意見を求められた場合に、各委員が現地を見た状況をお話してください。

部会長：それでは、議案第2号 番号1についてご意見ををお願いいたします。

この件に関しましては、現在、庭地として使用しており、転用許可未申請の場所です。顛末書の内容を踏まえ、協議をしていただきたい。

(意見なし)

部会としては、(許可・~~不許可~~)相当といたします。

部会長：次に、議案第3号 番号1についてご意見ををお願いいたします。

(意見なし)

この件に関しましては、周りの農地には影響が(あり・なし)のため、部会としては、(許可・~~不許可~~)相当といたします。

部会長：次に、議案第3号 番号2についてご意見ををお願いいたします。

この件に関しましては、現在、居住地と一体利用してしまっている、転用許可未申請の場所です。始末書の内容を踏まえ、協議をしていただきたい。

(意見なし)

部会としては、(許可・~~不許可~~)相当といたします。

部会長 : 次に、議案第3号 番号3についてご意見をお願いいたします。

(意見なし)

部会としては、(許可・不許可)相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

第30回 玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局長 : ただ今から、第30回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
本日は、会長が欠席のため、代理として務めさせていただきます。

事務局長 : ありがとうございます。
それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長 : 本日の出席委員は 10 名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 4番委員 5番委員を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議 長 : それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

事務局 : 番号1 令和7年10月20日受付
この申請は売買による所有権移転の申請です。

<議案第1号番号1について説明>

以上で議案第1号 番号1の説明は終わりです。

議 長 : それでは、現地確認状況について、農地部会から報告願います。

部会長 : 部会で現地確認を行ったところ、前回問題であった所有農地の管理状況を確認したところ綺麗に管理してあった。今のところ耕作については実施していない

が、徐々に行っていくのか？、という状況でした。

議長：それでは、番号1について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

委員10：申請地周辺の所有農地は集積後に耕作するとしても、堤防側の小さな農地については、耕作しないのではないかと心配になる。

事務局：譲受人に、購入した農地の耕作について確認したところ、もちろん計画はあるが、土壌状況を詳しく調べているとのことであった。

事務局：玉村の農地を取得してから、まだ半年ほどである為、今現在では耕作要件については指摘出来ない。

番号1について、原案のとおり、**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

番号1は、**許可・不許可・保留**と決定いたします。

議長：次に、議案第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明します。

番号1 令和7年11月17日受付
この申請は、庭用地としての農地転用です。

<議案第2号番号1について説明>

以上で議案第2号 番号1の説明は終わりです。

議長：それでは、議案第2号 番号1について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長から願います。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては（**許可・不許可**）相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案のとおり

許可相当 とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号1は原案のとおり **許可相当** と決定いたします。

議 長 : 次に、議案第3号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 次に 議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明します。

番号1 令和7年11月17日受付

この申請は、使用貸借による一般住宅への農地転用です。

<議案第3号番号1について説明>

以上で議案第3号 番号1の説明は終わりです。

議 長 : それでは、番号1について審議を行います。

この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長から願います。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては **許可相当** と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案のとおり**許可相当** とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号1は原案のとおり **許可相当** と決定いたします。

議 長 : 次に、番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 次に、番号2 令和7年11月20日受付

この申請は、使用貸借による店舗用地への農地転用です。

<議案第3号番号2について説明>

以上で議案第3号 番号2の説明は終わりです。

議 長 : それでは、番号2について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を
部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては **許可相当** と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号2について、原案のとおり
許可相当 とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号2は原案のとおり **許可相当** と決定いたします。

議 長 : 次に、番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 次に番号3 令和7年11月20日受付
この申請は、使用貸借による露天駐車場用地への農地転用です。

<議案第3号番号3について説明>

以上で議案第3号 番号3の説明は終わりです。

議 長 : それでは、番号3について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を
部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては **許可相当** と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号3について、原案のとおり
許可相当 とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号 3 は原案のとおり **許可相当** と決定いたします。

議 長 : 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理状況については、相続で 6 件受理しております。

報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書の受理状況については、1 件受理しております。

報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の交付状況については、2 件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

<質疑応答>

それでは、報告事項について終了とします。

議 長 : 続いて、次第 6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : ○賀詞交換会について

○農業委員選出の従来の方針について

議 長 : 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長 : これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。